

1 調査事件

周辺地区まちづくり対策について

2 調査概要

(1) 前橋市（人口 336,641人）

ア 前橋市都市計画マスタープランについて

前橋市は、平成16年近隣3町村との合併し、市の都市計画に関する基本方針となる都市計画マスタープランを平成21年に大幅に改定したが、さらに同年にも1村との合併があり、市域が拡大したことに加え、人口減少や高齢化などの社会動向や経済情勢の変化などに対応するため、将来都市像である「生命都市いきいき前橋」実現のため、平成27年に都市計画マスタープランを再度改定している。

同プランの目標年次は令和7年で、将来都市構造としてユニバーサルデザインの考え方及び都市と自然の調和を基本に、多様な人々や資源、情報が交流する都心核と、地域核や地域拠点・生活拠点など、地域の発展を支える集約拠点を結びつけることで、市全体として均衡がとれたまちづくりを進めることとしている。また、政策テーマ別構想（政策的視点からのまちづくり）や地域別構想（中心市街地と12地区の地域別のまちづくりの方向性）をまとめるなどして、市が目指す「ひとつの都市として市全体が地域とともに発展するコンパクトなまちづくり」を推進している。

平成31年3月には、同プランで位置づけられた前橋駅周辺を含む都心核と3つの地域核、地域・生活拠点を中心としたまちづくりを進めるため、立地適正化計画を策定している。この計画は、既存の資源を有効活用しつつ、無秩序な市街地開発を抑制しながら都市機能を集約させ、公共交通を介して移動しやすいコンパクトシティプラスネットワークの構築を目指しており、都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定し、国の制度に基づく支援策や各種特例制度の積極的活用や公的不動産の活用を検討するなど、誘導のための施策を展開している。しかしながら、市民は拠点間の移動や近距離の移動でも自家用車を使用することが多く、いかに市民の公共交通の利用をふやしていくかが大きな課題となっている。そのため、立地適正化計画と並行して平成30年3月に地域公共交通網形成計画を定め、拠点間をつなぐバスの運行が1時間に1本程度であるバス路線の再整備などを行い、公共交通の利便性の向上を図るとともに、市民の公共交通利用に対する意識の変化に向けた取り組みが必要と考えられている。

なお、同プランの実現に向けては、多様な主体の参画による「協働によるまちづくり」を推進しており、市民や事業者のまちづくり活動の促進に向けて、まちづくりの関する情報共有などにも取り組んでいる。

(2) イーグルバス株式会社

ア 運行データの取得、活用について

イーグルバス株式会社は、1980年に福祉送迎バス事業をメインとして設立され、2003年から路線バス事業に参入したことをきっかけに、ICTを活用したデータ収集による路線バス事業の改善を行っている。

バス運行データの取得方法については、車内カメラシステムや乗降センサーを活用し、バス停別の乗車人員の推移や遅延時間をそれぞれグラフ化し、問題点抽出システムを活用することで利用者がいないダイヤを直感的に理解できるよう「見える化」し、関係者間で問題点を共有できるようにしている。また、それらに加えてポストカード式の車内アンケートや毎年ダイヤ改定評価アンケート、3年に一度地域住民アンケートを行い、顧客ニーズも考慮したダイヤの最適化に成功している。

イ 路線バスの改善事例

埼玉県日高市の路線バスでは、ダイヤ最適化システムを用いて、高麗川団地循環「おでかけサポート便」を運行しており、団地内については路線を設定せず団地の入り口を終点とし、利用者がいる場合のみ団地内まで運行することで、無駄なコストをかけずに利用者のサービスの向上を図っている。

埼玉県比企郡ときがわ町路線では、町民全戸にアンケートを行い、町村の統合で路線が長大化し、運行本数が少ないという問題点を洗い出し、町の中央部にハブバス停留所を新設し、全ての路線バスが1カ所で乗り換え可能なハブ&スポーク化することによって、利用者の利便向上を図っている。この路線が走る山間地域は高齢化率が高く、バス停留所も離れ、実質的に交通空白地域になっているが、朝の通勤・通学帯は従来の中型及び小型バスによる定時運行を行い、10時以降はワゴン車に変更し、定時バス路線からさらに奥まった場所に設定したサブバス停留所からハブ停留所間の運行を行うことで、輸送量や利用者数を増加させ総走行キロ数は削減されている。地域住民が新交通システムを戸惑わず利用することができるように、日高市の協力のもと、新システムの運行前に地域ごとの住民説明会や実際

にハブ&スポークを体験させる交通シンポジウムを開催し、運行開始後も住民が3名以上集まれば市職員が説明に伺う井戸端説明会を実施し、住民への啓蒙活動を積極的に行った。

埼玉県秩父郡東秩父村では、人口減少のためバス利用者が減少し、産業もない状況だったが、和紙などの観光資源に着目し「和紙の里」を拠点としてハブバス停留所やコンビニ、レストラン等の施設機能を併設したことで、バスの利用者を増やし公共交通の維持につなげている。

(3) 福島市（人口 286,295人）

ア 福島市都市マスタープランについて

福島市は、近年の人口減少や少子高齢化、平成23年に発生した東日本大震災などに伴い、社会情勢が大きく変化したことから平成29年度に概ね20年後の将来都市像を想定し、福島市都市マスタープランの見直しを行い、長期的な視点に立って都市計画に関する基本的な方針を定め、中心部と郊外部の共生を目指している。

中心部では、①福島市立地適正化計画、②福島市中心市街地活性化基本計画、③風格ある県都を目指すまちづくり構想を柱としてまちづくりが進められている。①福島市立地適正化計画では、多極ネットワーク型コンパクトシティの推進を図り、都市機能区域と居住推奨区域を設定し、国と協議の上、既存の市街化区域の9割を居住推奨区域とし、すでに構築されている都市基盤の有効活用を図りつつ、効率的な都市運営による持続可能な都市づくりを目指している。また、福島大学等のサテライトキャンパスや地域支援の中核となるような医療施設など一定の人口密度と生活サービス、コミュニティが持続されるような誘導施設の設置が進められている。②福島市中心市街地活性化基本計画は平成27年4月に策定され、現在は第2期計画を実施中であり、ハード、ソフト合わせて60事業を実施している。福島駅前通りリニューアル整備事業や地区ごとで暮らし・にぎわい再生事業として老朽化した医療機関の整備事業などが完了している。③風格ある県都を目指すまちづくり構想では、福島駅前周辺と市役所周辺エリアを重点的に官民合同で公共施設を複合的な施設として再整備を行うため、検討委員会や市民懇談会が開かれている。

郊外部では、地域コミュニティの維持・再生を図るため市街化調整区域における地区計画の運用基準を平成28年2月に策定し、開発行為が制限

される市街化調整区域において、農林業との健全な調和と自然環境の保全を図りつつ、良好な住環境を整備する地区計画として、市街化区域隣接・近接型、地域産業振興型、拠点近接型、既存集落型の4類型に区分し、対象地区の要件や地区指定の考え方等を設定している。また、郊外部には温泉地があり、震災で被災し廃業した旅館を地元資本によって設立された株式会社元気アップつちゆが買い取り、市が買い戻した上で、観光案内所や宿泊所等があるまちおこしセンター「湯楽座」やイベント会場やこけし製作体験施設がある観光交流センター「湯愛舞台」として再利用し、交流人口の拡大やまちのにぎわいの創出を目指している。

都市部、郊外部の一部の地区では、地域住民との景観まちづくり協定を結び、道路をレンガ風や石畳風にしたり建物をまちのイメージに合った外観にしたりするなど地域住民が主体となり協議を行いながらまちづくりを推進している。